

様式第1号（第4条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

三春町長 様

申請者 住所  
氏名

㊞

次のとおり、三春町成年後見制度利用支援助成金を受けたいので、関係書類を添付して、申請します。

1 成年後見人等

- (1) 住所
- (2) 氏名

2 成年被後見人等

- (1) 住所
- (2) 氏名

3 成年後見等の類型

- 成年後見      保佐      補助

4 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

5 費用の種類

- 審判請求費用
- 成年後見人等への報酬

6 添付書類

- 領収書の写し及び支払証明書
- 報酬付与の審判の決定通知書の写し
- 成年被後見人等の資産及び収入状況がわかる書類

第 号  
年 月 日

様

三春町長

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金の交付申請について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 決定

助成決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 却下

理 由 \_\_\_\_\_

〈教示〉

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三春町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三春町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求をに対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。